

マドリッド議定書出願人のための指定締約国官庁への手続きに関する情報

2015年12月

		中国 (SAIC)
1. 出願時 —MM2 作成時の留意事項—		
1.1 出願人 (MM2, 2 欄)		
1.1.1	出願人を記載する際の注意事項 (MM2, 2 欄 (a), (b), (f) 又はこれに相当する様式及び電子様式)	なし
1.2 優先権主張 (MM2, 6 欄)		
1.2.1	部分優先 (基礎となる出願の一部に基づく優先権主張) が認められるか (はい/いいえ)	はい
1.2.2	複合優先 (複数の基礎となる出願に基づく優先権主張) が認められるか (はい/いいえ)	はい
1.3 標章 (MM2, 7~9 欄)		
1.3.1	登録可能な標章種別 (団体商標、証明商標、保証商標)	団体標章、証明標章、立体標章、色彩複合標章、音響標章
1.3.2	1.3.1 の種別に応じて、求められる証明書があるか (はい/いいえ)。求められる証明書がある場合、提出時期及び方法	いいえ
1.3.3	登録可能な非伝統的商標の種類 (立体、音、単色、位置、トレードドレス等) 及びそれらに係る要件	立体標章、音響標章
1.3.4	標章の記述 (description) を求める (求める/求めない)。求める場合、記載例	<p>出願人が団体標章、証明標章、立体標章、色彩複合標章、音響標章の国際登録を申請するなら、国際事務局で国際登録簿における商標登録の記録の日付から3ヶ月以内に現地の商標機関を通して以下の資料を提出すべきである。期限内に適切な資料を提出しなければ、商標局 (以下 CTMO という) はそのような出願を拒絶するものとする。</p> <p>i) 立体標章 : a) 出願陳述書、b) 商標の使用方法的説明、c) 少なくとも三面図を含む立体形状を証明している複製</p> <p>ii) 色彩複合標章 : a) 出願陳述書、b) 商標の使用方法的説明</p>

		<p>iii) 音響標章 : a) 出願陳述書、b) 楽譜又は番号付けした説明付きの楽譜で記述された適切な音のサンプル、c) 商標の使用方法、d) 前記の音響が楽譜又は番号付けした楽譜によって記述できない場合、言葉で説明すべきものとする。</p> <p>iv) 団体標章又は証明商標 : a) 出願陳述書、b) 出願人の適格性を証明する書類、c) 標章使用の管理に関する規則</p> <p>中国商標法実施規則第 13 条第 3 項第 4 項及び第 43 条を参照されたい。</p>
1.3.5	標章の記述が求められる場合であって、MM2 に標章の記述を記載できない場合の出願人の対応方法	1.3.4 を参照されたい。
1.3.6	標準文字制度があるか(ある/なし)。ある場合、どのような文字が標準文字の対象か(MM2, 7 欄(c))	ない
1.3.7	MM2, 8 欄(COLOR CLAIMED)に関する留意事項	1.3.4 を参照されたい。
1.3.8	MM2, 9 欄(MISCELLANEOUS INDICATIONS)に関する留意事項	1.3.4 を参照されたい。
1.4 商品・役務の記載 (MM2, 10 欄)		
1.4.1	指定商品・役務の記載に関する留意事項	販売、小売り、卸売り、賭博、星占いサービスは中国で認められていない。
1.4.2	官庁で受け入れ可能な商品・役務表示を確認できるウェブサイトのリンク	1.4.1 を参照されたい。
1.5 標章を使用する意思の宣言		
1.5.1	出願時に使用意思の宣言が必要か(必要/不要)。必要な場合、提出方法	不要
1.6 追加的な特徴		
1.6.1	ある場合には記載する(先行権(seniority))	なし
2. (各国・機関における) 指定通報受領後の手続		
2.1 官庁による公報		
2.1.1	官庁による公報発行の有無(はい/いいえ)	いいえ
2.1.2	ある場合、公報には何が記載されるか	
2.1.3	ある場合、ウェブサイトへのリンクはあるか	
2.2 実体審査		
2.2.1	官庁は実体審査を行うか(はい/いいえ)	はい

	え)	
2.2.2	実体審査を行う場合、絶対的拒絶理由と相対的拒絶理由の双方を職権で審査するか	はい
2.2.3	官庁は、部分拒絶を行うか	はい
2.2.4	審査基準に関する情報（ウェブサイトのリンク）	http://www.saic.gov.cn/spw/flfg/200904/t20090408_55188.html
2.3 異議申立		
2.3.1	異議申立の i) 起算日及び ii) 期間	WIPO による国際登録公報の公開の翌月 1 日から 3 ヶ月以内 中国商標法実施規則第 45 条を参照されたい。
2.3.2	異議を申し立てることができる者	中国商標法第 13 条 2 項及び 3 項、第 15 条、第 16 条 1 項、第 30 条、第 31 条、第 32 条に基づく先願権所有者又は利害関係者、もしくは、中国商標法第 10 条、11 条、12 条に基づく者。 中国商標法第 33 条を参照されたい。
2.3.3	異議申立の機会は、保護認容声明（共通規則 18 規則の 3 に基づく）の前か後か	2.3.1 を参照されたい。
2.4 第三者による意見陳述／情報提供の仕組み		
2.4.1	第三者による意見陳述／情報提供の仕組みがあるか	ない
2.4.2	ある場合、意見陳述／情報提供の i) 起算日及び ii) 期間	
2.4.3	ある場合、意見陳述／情報提供を行える者	
2.5 暫定拒絶通報		
2.5.1	暫定拒絶通報の言語	英語、仏語
2.5.2	領域指定の通報が官庁に送付された日から、暫定拒絶通報の発送までの期限(12 月/18 月)	マドリッド議定書第 9 条の 6 に基づく指定の 12 ヶ月。 マドリッド議定書に基づく指定の 18 ヶ月。 注：規則 17(5)(e)に従って、職権による条件付き拒絶は中国の官庁で審査するために公開されない。CTMO は職権による拒絶の通知を 1 度出すだけである。したがって、2.5.5 及び 2.5.6 を無視し、直接 2.6 を参照されたい。
2.5.3	マドリッド協定議定書 5 条(2)(c)の宣言があるか(はい/いいえ) *18 ヶ月の期間経過後に異議に基づく暫定的拒絶の通報が行われる可能性がある旨の通報	ある
2.5.4	指定通報日から First Office Action までの平均処理期間	6～10 ヶ月
2.5.5	暫定拒絶通報への応答期限の i) 起算日、ii) 期間、iii) 末日 * i) 起算日の例：官庁が暫定拒絶通報を発送した日/国際事務局が暫定	

	拒絶通報を発送した日/名義人が暫定拒絶通報を受領した日 *iii) 末日の例: 名義人が応答を発送した日/官庁が応答を受領した日	
2.5.6	暫定拒絶通報への応答期限の延長が可能か(はい/いいえ)。可能な場合は延長可能期間及び手続	
2.5.7	暫定拒絶通報に応答する際に必ず現地代理人が必要か(はい/いいえ)	必要であり義務である。
2.5.8	暫定拒絶通報に応答する際に名義人が直接官庁へ手続可能か(はい/いいえ)	できない
2.5.9	MM6 提出による Limitation で、国内手続としても補正として認められるか(はい/いいえ)	できない
2.5.10	MM6 が暫定拒絶の応答と認められる場合、提出期限等について留意事項があるか。 (例えば、MM6 が暫定応答期限内に国際事務局に提出されている必要がある、又は応答期限内に国際事務局から官庁に Limitation 通報が送付されている必要がある等)	
2.6 拒絶査定不服審判		
2.6.1	拒絶査定不服審判の請求可能時期	職権による拒絶の通知を出願人が受領してから 15 日以内。 中国商標法の第 34 条を参照されたい。
2.6.2	拒絶査定不服審判の請求先の官庁	中国国家工商行政管理総局 (SAIC) の商標評審委員会 (以下、TRAB という)
2.6.3	拒絶査定不服審判に関する情報 (ウェブサイトのリンク)	http://www.saic.gov.cn/spw/flfg/201405/t20140530_145649.html
3. 指定国官庁による保護認容声明後の手続		
3.1 登録		
3.1.1	保護認容声明(共通規則 18 規則の 3 に基づく通報)以外の、国内法に基づく登録査定の発送があるか(はい/いいえ)。ある場合、送付先(名義人/IB 代理人)	送付される 例えば、保護されている商品・サービスを示している異議申し立てに関する条件付き拒絶の確認又は撤回は国際事務局に送付される。
3.1.2	i) 登録証(registration certification)の自動的な発行はあるか(はい/いいえ)。ある場合、送付先(名義人/IB 代理人)。	i) 発行されない ii) できる 国際登録の名義人が商標登録証明書の発行を必要とするなら、そのような請求の出願は、商標の国際登録の出願の拒絶期間満了後、現地の商標局を通して CTMO に提出されるものとする。

	ii) 登録証の自動的な発行がない場合、発効するよう要求することは可能か(はい/いいえ)。可能な場合、請求方法	中国商標法実施規則の第 64 条第 2 項を参照されたい。 出願様式は http://sbj.saic.gov.cn/sbsq/xshqshsh/ からダウンロードされたい。
3.1.3	登録に関する留意事項 (例えば、料金の支払等)	登録には追加の手数料はかからない。 商標登録証明書の発行については、各分類につき 100RMB(人民币)が必要である。
3.1.4	登録維持に関する留意事項(取引における使用に係る宣誓書の提出等)	
3.2 代替		
3.2.1	官庁が(国内登録簿に)国際登録を記載する手続を行うため、申請書の提出を求めるか	はい
3.2.2	申請書の提出が可能なタイミング(出願中・登録後等)	商標名義人は、その商標の国際登録の出願が拒絶期間満了後に中国で登録されたときに現地の商標局を通して CTMO にそのような出願書類を提出するものとする。
3.2.3	官庁が(国内登録簿に)国際登録を記載するために費用はかかるか	無料
3.2.4	代替の判断はいつされるのか	国内法において規定がない。
3.2.5	代替された国内登録と国際登録は併存するか	できる
4. その他		
4.1 無効審判		
4.1.1	無効審判の請求可能時期	<p>i) 中国商標法第 10 条、第 11 条、第 12 条の規定に違反している商標の国際登録、もしくは、詐欺又は何か他の手段で獲得された商標の登録について、CTMO はその無効性を申し立てることができる。他の機関又は個人が商標の国際登録のそのような出願の拒絶期間満了後そのような登録商標の無効性を申し立てるよう TRAB に請求することができる。そのような出願が拒絶に対する審査又は拒絶期間満了時の異議申し立てに基づいているならば、無効性を申し立てるための出願は、CTMO 又は担当している TRAB による登録承認査定の日以降、TRAB に提出されるものとする。 商標法第 44 条第 1 項及び中国商標法実施規則第 49 条第 2 項を参照されたい。</p> <p>ii) 中国商標法の第 13 条第 2 項第 3 項、第 15 条、第 16 条第 1 項、第 30 条、第 31 条、又は第 32 条に違反している商標の国際登録については、先の権利所有者又は利害関係者は、商標の国際登録のそのような出願の拒絶期間満了後 5 年以内に、そのような登録商標の無効性を申し立てるよう TRAB に請求することができる。当該国際出願が拒絶に対する審査中である、もしくは、拒絶期間満了時に異議申し立てをされている場合、その無効性の申し立ては、CTMO 又は担当している TRAB による登録承認査定の日から 5 年以内に TRAB に出願されるものとする。登録が不誠実に取得されるなら、周知の商標の所有者は、この 5 年の期限によって拘束されてはならない。 商標法第 45 条第 1 項、及び中国商標法実施規則第 49 条第 3 項を参照されたい。</p>
4.1.2	無効審判を請求できる者	<p>i) 職権による CTMO、又は他の機関、又は個人</p> <p>ii) 優先権所有者又は利害関係者</p> <p>4.1.1 を参照されたい。</p>

4.1.3	無効審判の請求先	i) 職権による CTMO、又は TRAB ii) TRAB 4.1.1を参照されたい。
4.1.4	無効審判に関する手続（ウェブサイトのリンク）	4.1.1に従い、i) (A) (1) CTMO は、登録商標の無効性の申し立ての査定について当事者に書面によって通知する。(2) 当事者がそのような査定に不服であるなら、当該査定の通知を受領してから 15 日以内に TRAB に対し審査を請求することができる。(3) TRAB はその審査請求を受理した日から 9 ヶ月以内に査定を出し、当事者に書面で通知しなければならない。特別な状況のために延長が必要なら、中国国務院支配下の SAIC の承認を条件として、3 ヶ月の延長を許可することができる。(4) 当事者が TRAB の査定に不服であれば、そのような査定の通知を受領後 30 日以内に人民裁判所に告訴することができる。 (B) (1) どこか他の団体又は個人が登録商標の無効性を申し立てるよう TRAB に請求する場合、後者はそのような申請の受理後、当事者に書面で通知し、規定の期限内に応答するよう彼に請求する。(2) TRAB は、そのような申請の受理から 9 ヶ月以内に登録を維持する、もしくは、登録商標の無効性を申し立てる裁定を下し、当事者に書面で通知しなければならない。中国国務院支配下の SAIC の承認を条件として、3 ヶ月の延長を許可することができる。(3) 当事者が TRAB の裁定に不服であれば、そのような裁定の通知を受領後 30 日以内に人民裁判所に告訴することができる。(4) 人民裁判所は、当該裁定に関係する相手方に第三者として訴訟に参加するよう通知しなければならない。 中国商標法第 44 条第 2 項及び第 3 項を参照されたい。 ii) (1) TRAB は、登録商標の無効性を申し立てる申請の受理後、書面で当事者に通知し、規定の期限内に応答するよう彼に請求する。(2) TRAB は、無効性の申し立ての申請を受理してから 12 ヶ月以内に登録を維持する、もしくは、当該登録商標の無効性を申し立てる裁定を下し、当事者に書面で通知しなければならない。中国国務院支配下の SAIC の承認を条件として、6 ヶ月の延長を許可することができる。(3) 当事者が TRAB の裁定に不服であれば、そのような裁定の通知を受領後 30 日以内に人民裁判所に告訴することができる。(4) 人民裁判所は、当該裁定に関係する相手方に第三者として訴訟に参加するよう通知しなければならない。 中国商標法第 45 条第 2 項を参照されたい。
4.2 不使用取消審判		
4.2.1	不使用取消審判の請求可能時期	当該商標の国際登録出願の拒絶期間満了日から 3 年間。当該商標の国際登録出願が拒絶に対して審査中である、もしくは、拒絶期間の満了時に異議申し立て中であるなら、不使用取消の請求は CTMO 又は担当している TRAB によってなされた登録承認査定の日から 3 年後に CTMO に提出しなければならない。 商標法第 49 条第 2 項及び中国商標法実施規則第 49 条第 1 項を参照されたい。
4.2.2	不使用取消審判を請求できる者	団体又は個人
4.2.3	不使用取消審判の請求先	CTMO
4.2.4	不使用取消審判に関する手続（ウェブサイトのリンク）	(1) 登録商標が正当な理由なしに連続して 3 年間使用されることがなかった場合、団体又は個人はそのような登録商標の取消を CTMO に請求することができる。(2) CTMO は、商標登録者に通知し、その通知を受領してから 2 ヶ月以内に、取消請求の出願前に当該商標の使用を証明する証拠資料を提出するか、不使用の正当な理由を説明するよう彼に請求しなければならない。(3) CTMO は取消請求を受理してから 9 ヶ月以内に査定を出さなければならない。特別な状況のために延長が必要なら、中国国務院支配下の SAIC の承認を条件として、3 ヶ月の延長を許可することができる。(4) 当事者が登録商標を取り消す又は取り消さないという CTMO による査定に不服なら、そのような査定の通知を受領してから 15 日以内に TRAB に審査請求を出願することができる。(5) TRAB は審査請求を受理した日から 9 ヶ月以内に査定し、当事者に書面で通知しなければならない。特別な状況のために 3

		ヶ月の延長を許可することができる。(6) 当事者が TRAB の査定に不服なら、そのような査定の通知を受領してから 30 日以内に人民裁判所に告訴することができる。 中国商標法第 49 条第 2 項及び第 54 条、及び中国商標法実施規則第 66 条及び第 67 条を参照されたい。
4.3 商標権者又は使用権者の不正使用による取消審判		
4.3.1	不正使用による取消審判の請求可能時期	商標登録者が、当該商標の使用中に、その登録商標、彼自身の氏名、住所、もしくは、彼の登録商標の登録項を許可なく変更すれば、現地の工商行政管理局は、指定された期限内に訂正を行うよう彼に命令しなければならない。当該期限満了時に訂正がなされていない場合、CTMO は彼の登録商標を取り消さなければならない。そのようなタイミングは国内法に定められていない。 中国商標法第 49 条を参照されたい。
4.3.2	不正使用による取消審判を請求できる者	i) 現地の工商行政管理局 ii) CTMO 4.3.1 を参照されたい。
4.3.3	不正使用による取消審判の請求先	現地の工商行政管理局及び CTMO
4.3.4	不正使用による取消審判に関する手続 (ウェブサイトのリンク)	4.3.1 を参照されたい。
4.4 その他、審判に関する情報		
4.4.1	その他、審判に関する情報	
4.5 国際登録の一部又は全部の効果の終了		
4.5.1	保護された国際登録の一部又は全部が無効審判等を理由に取り消された場合において、共通規則第 19 規則に基づく無効の通報が国際事務局へ送付される時期	そのようなタイミングは国内法に定められていない。
4.6 マドリッド議定書第 9 条の 5 に基づく国際登録から国内又は広域出願への変更		
4.6.1	変更に関する留意事項(ある場合) 手数料の支払いが必要な場合、手数料の額	i) そのような出願書類は、国際登録が取り消された日から 3 ヶ月以内に提出しなければならない。 ii) 当該出願にリストされている商品・サービスは、事実上、関係締約国に関する国際登録に含まれている商品・サービスのリストの対象となっている。 iii) その国際登録が、商品・サービスの全て又は一部に関して、本国官庁の請求に応じて取り消された場合のみ変更を行うことができる。 iv) 国際登録は、その変更が請求されている指定国において保護を付与されるべきである。 v) そのような出願書類は、現地の商標局を通して提出されなければならない。 変更の手数料は無料である。
4.7 追加的な特徴		
4.7.1	ある場合には記載する (“Conversion” 等)	
5. 議定書上の宣言事項		
5.1	第 5 条(2)(b)に基づく拒絶通報のための期間を 18 箇月に延長する旨の宣言 (宣言している/宣言していない)	宣言している

5.2	第5条(2)(c)に基づく18箇月経過後になされた異議申立に基づく拒絶通報を行うための宣言(宣言している/宣言していない)	宣言している
5.3	第8条(7)(a)に基づく個別手数料に関する宣言(宣言している/宣言していない)	宣言している
5.4	協定及び議定書第9条の4に基づく二以上の国である締約国の共通の官庁に関する通報(通報している/通報していない)	
5.5	協定第14条(2)(d)に基づく宣言(条約の効力が発生する以前に効力を有していた国際登録に基づく事後指定を認めない旨の宣言)(宣言している/宣言していない)	
5.6	議定書第14条(5)に基づく宣言(条約の効力が発生する以前に効力を有していた国際登録に基づく事後指定を認めない旨の宣言)(宣言している/宣言していない)	
5.7	共通規則第7規則に基づく通報(標章を使用する意思の宣言書を要求する旨の通報)(通報している/通報していない)	
5.8	共通規則第17規則(5)(d)に基づく通報(官庁に対する手続が全て完了していない場合であっても、国際事務局に対して拒絶に係る決定の通知を行う旨の通報)(通報している/通報していない)	
5.9	共通規則第17規則(5)(e)(職権による暫定拒絶通報は、官庁に対する再審査の対象とならない旨の通報)(通報している/通報していない)	通報している
5.10	共通規則第20規則の2(6)(a)に基づく宣言(ライセンスの記録を国内法令が定めていないために、国際登録簿におけるライセンスの記録が効力を有しない旨の宣言)(宣言している)	

	／宣言していない)	
5.11	共通規則第 20 規則の 2(6) (b)に基づく宣言 (ライセンスの記録を国内法令が定めているが、国際登録簿におけるライセンスの記録は効力を有しない旨の宣言) (宣言している／宣言していない)	宣言している
5.12	共通規則第 34 規則(2) (b) (国際事務局に支払うべき手数料を (国際事務局に代わって) 徴収し、及び (国際事務局に) 転送する旨の通報) (通報している／通報していない)	通報している
5.13	共通規則第 34 規則(3) (a) (個別手数料が二つの部分から構成される旨の通報) (通報している／通報していない)	